

362. 自家用電気工作物の変更などの報告・電圧と周波数の維持・電気の使用制限

電気関係報告規則第5条より、自家用電気工作物について下記に示すような変更などの事項が行われた時は、遅滞なく、その旨を所轄の産業保安監督部長に報告しなければならない ①発電所または変電所の出力を変更した場合 ②送電線路または配電線路の電圧を変更した場合 ③発電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業所または送電線路もしくは配電線路を廃止した場合
※①、②の場合で、工事計画の認可または事前届出を行った工事に伴うものは、報告しなくてよい

電気事業者は、電気事業法第26条の規定により、供給する電気の電圧、周波数を下記のように維持し、測定・記録しなければならない

電圧：標準電圧100V… 101 ± 6 V 標準電圧200V… 202 ± 20 V

周波数：標準周波数の値を維持する

下記のように測定し、測定結果を所定の様式で記録して、3年間保存しなければならない ①電圧の測定：告示に定める測定箇所、毎年指定する期間に1回、記録計器を用いて24時間連続して測定する ②周波数の測定：系統ごとに記録計器を使用して、常時測定する

電気の使用制限：事故、急激な需要上昇などにより、電気供給に不足が生じ、大停電などの緊急事態を避けるため、電気事業法第27条で、経済産業大臣に下記の権限を付与
第27条 経済産業大臣は、電気の需要の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済および国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する恐れがあると認められる時は、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定める所により、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者からの受電を制限する事ができる

上記権限の範囲を政令で下記のように限定

- ①使用電力量、使用最大電力の制限：500kW以上の受電電力の容量のもの
- ②用途を定めて制限：装飾用、広告用その他これに類するもの
- ③使用停止すべき日時を定めてするもの：1週につき2日を限度
- ④受電電力の容量の制限：3000kW以上の受電電力の容量のもの



あと、井228でもや、
た需要家の供給
電圧範囲も復習
しておこう

そうだね

これって東日本大
震災の年に東北
関東で実施され
た計画停電に
関する法律だ
よね？

